

●被措置児童等虐待の状況について【令和7年度分】

1. 届出・通告受理の状況

届出・通告 受理件数	虐待事実が認め られた件数	虐待事実が認めら れなかった件数	虐待事実の判断に 至らなかった件数	調査中
3件	4件	1件	4件	0件

※1件の届出・通告の中に複数の事案が含まれている場合があり、届出・通告受理件数と虐待事実の認定等件数は合致しません。

2. 被措置児童等虐待の状況

施設種別	虐待の類型	施設職員等の種別	被害児童数
社会的養護関係施設	心理的虐待 ネグレクト	児童指導員	2名
里親等	ネグレクト 性的虐待	養育者 同居人	5名
障害児施設等			
一時保護施設等			

※施設等の種別

【社会的養護関係施設】乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、自立援助ホーム

【里親等】里親、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）

【障害児施設等】障害児入所施設及び指定発達支援医療機関

【一時保護施設等】児童を一時保護する施設又は法第33条第1項若しくは第2項の委託を受けて一時保護を行う者

3. 県が講じた措置

・文書による指導 3件

※調査の結果、虐待の事実が認められなかった事案等についても、施設等に対し、注意喚起、助言等を実施。

このページに関するお問い合わせ先

共生社会推進部 こども家庭局 こども支援課

電 話 073-441-2490

FAX 073-441-2491